

保険・年金

国民健康保険税

【納期が変わりました】

今年度から国民健康保険税の納税通知書を6月中旬に送付します。

国保税を納めていただく回数は、6月から翌年3月まで

の10期となりました。この通知書は、4月1日現在、ご本人かご家族の方が石狩市国民健康保険加入者である「世帯主」の方に送付され、決定税額や税額算定の明細が記載されています。

また、加入者の中に40歳以上65歳未満の方がいる場合、医療保険分と介護保険分を合わせた

税額の通知書となっています。

【国保の加入(脱退)手続き】

手続きは14日以内にお願いします。遅れると不利益を生じる場合があります。

【第一期の納期限は6月30日(金)

納期限までに納めることができます。遅れると不利益を生じる場合があります。

相談もないまま未納が続くと不動産、給与などの財産の差押を実施することになります。

問合せ 国民健康保険課
下水道建設課
kokuhou@city.ishikari.hokkaido.jp
g.kensetsu@city.ishikari.hokkaido.jp

保険料は納付期限内に!

納付期限までに保険料を納め

金担当
回 72・3122



●国民健康保険課
●下水道建設課

回 72・3123
厚田支所市民福祉課

回 72・3123
国民健康保険課

●選挙管理委員会事務局 senkyo@city.ishikari.hokkaido.jp

納税通知書を6月中旬に送付します。国保税を納めていただく回数は、6月から翌年3月まで

の10期となりました。この通知書は、4月1日現在、ご本人か

ご家族の方が石狩市国民健康保

険加入者である「世帯主」の方

に送付され、決定税額や税額算

定の明細が記載されています。

また、加入者の中に40歳以上

65歳未満の方がいる場合、医療

保険分と介護保険分を合わせた

税額の通知書となっています。

●誕生日が来たとき

年金を引き続き受け取るために

には、毎年誕生日に「年金受給権者現況届」(現況届)を社会保険

業務センターに提出してくださ

い。「現況届」は、年金を引き続き受ける権利を確認するものです。

必要事項を記入の上、必ず誕生

月の末日までに、社会保険業務

センターへ返送しましょう。提

出がない場合、提出するまでの間、

年金が一時止まってしまいます。

●住所や支払を受ける金融機関・

郵便局を変更するとき

速やかに「年金受給権者住所・

支払機関変更届」を社会保険事

務所へ提出してください。

融機関で預金通帳の記号番号に

ついて証明を受けてください。

住所が変わったときは、住所変

更届を提出し、旧住所の郵便局

にも届け出してください。

問合せ 国民健康保険課
国民年

定期普通救命講習会

金担当
回 72・3122

防災

問合せ 石狩消防署予防課
回 74・7165

住宅用火災警報器の設置

受講料 無料

日時 6月18日(日)9時~12時

場所 石狩消防署(花川北1・1)

講習会

※受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします

【そのほかの講習会】

グループ単位(10人程度)で受

講する場合の講師派遣や各種応

急手当の講習会も受け付けます。

申込・問合せ 石狩消防署警備課
回 74・7024

石狩消防訓練大会

日時 6月25日(日)10時~12時

場所 石狩湾新港東ふ頭

内容 消火・震災想定訓練ほか

問合せ 石狩消防署警防課
回 74・7113

危険物取扱者試験・

消防設備士試験

試験日 7月30日(日)

受付期間 6月20日(火)~29日

ないと、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されないこともあります。経済的な理由などで納めることが困難な場合は必ずご相談ください。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当
回 72・3122

試験種類 ①危険物取扱者乙種(第4類)・丙種 ②消防設備士 甲種(第1~5類)・乙種(第1~7類)

試験地 札幌市ほか

受付期間 6月20日(火)~29日
・平成18年3月1日までに石狩市に転入届出のあった方

総覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生まれた方

総覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局
回 72・3146

総覧(意見聴取)を行います。

縦覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生ま

れた方

縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局
回 72・3146

縦覧(意見聴取)を行います。

縦覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生ま

れた方

縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局
回 72・3146

縦覧(意見聴取)を行います。

縦覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生ま

れた方

縦覧場所・問合せ 下水道建設課
回 72・3176

縦覧(意見聴取)を行います。

縦覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生ま

れた方

縦覧場所・問合せ 下水道建設課
回 72・3176

縦覧(意見聴取)を行います。

縦覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生ま

れた方

縦覧場所・問合せ 下水道建設課
回 72・3176

縦覧(意見聴取)を行います。

縦覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生ま

れた方

縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局
回 72・3176

縦覧(意見聴取)を行います。

縦覧期間 6月3日(土)~7日(木)
・昭和61年6月2日までに生ま

れた方

縦覧場所・問合せ 市選挙管理委員会事務局
回 72・3176

縦覧(意見聴取)を行います。

市民参加手続の結果

【石狩市生活排水処理基本計画の策定について】

個別排水処理施設整備事業運営委員会（2月6日開催）へ諮問し妥当との答申を得ました。

また、パブリックコメント手続（2月10日～3月13日）への意見提出もなかったことから、5月8日付け市長決定により原案のとおり計画を策定しました。

問い合わせ 合併浄化槽担当
回 72・3698

（2月10日～3月13日）への意見提出もなかったことから、5月8日付け市長決定により原案のとおり計画を策定しました。

問い合わせ 合併浄化槽担当
回 72・3698

減額期間 平成18年1月1日～21年12月31日までの改修完了
3年度分／平成22年1月1日～24年12月31日までの改修完了
2年度分／平成25年1月1日～27年12月31日までの改修完了
翌年度分
減額対象床面積 1戸当たり120m ²

耐震改修完了後3ヶ月以内に耐震基準に適合した証明書を添付し税務課に申告してください。

問い合わせ 税務課 回 72・6120

不法滞在・不法就労をなくそう！

一部の不法滞在者による犯罪は凶悪化、組織化、巧妙化するとともに、その多くは不法就労しています。不法滞在者の雇用や就労のあせんなどは处罚を受けることがあるので、適正な雇用に心掛けましょう。不法滞在・不法就労を防止して明るく健全な国際化を推進するため、皆さんのご理解とご協力をお願ひします。

問い合わせ 札幌方面北警察署
回 011・727・0110

外国人労働者問題啓発月間

地域の活動を体験し、その楽しさや地域の状況を知ることで、新たな活動や仲間作りのきっかけにしてもらう体験プログラムです。

概要 文化芸術・まちづくり・自然保護・子育て支援など市内で活動する団体が提供するプログラムです。

トライアル（体験）期間 6月

（平成19年2月28日の間で、活動団体が設定した期間

費用 無料（実費負担あり）

申込方法 電話・ファックス・Eメールのいずれか

申込・問合せ NPO法人ひとまちつなぎ石狩
回 60・2722

昭和57年1月1日以前から所 在する住宅について、建築基準法に基づく一定の耐震改修をした場合（1戸当たり工事費30万円以上）固定資産税の税額を2分の1減額します。

住宅耐震改修に伴う減税

●市民生活課 seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp ●介護保険課 kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp ●合併浄化槽担当 g-jyoukasou@city.ishikari.hokkaido.jp ●税務課 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp



暮らし

行事

募集

教育・文化

子育て

健康・福祉

保険・年金

防災

その他

8月号原稿締切は6月30日です。

平成17年度 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

市の情報公開条例（第6条）・個人情報保護条例（第6条）において、毎年、制度の実施状況を公表することが定められています。平成17年度の情報公開制度・個人情報保護制度の請求件数は、平成16年度と比較すると同数となりました。ここで平成17年度の実施状況をお知らせします。

【情報公開制度】

平成17年度の利用件数は次の3件です。
なお、異議申し立ての件数は0件でした。

【個人情報保護制度】

異議申し立て、個人情報の訂正請求の件数は0件でした。

受付日	公文書の内容または件名	決定内容	担当課
H17.5.30	住民票交付申請について	一部開示	市民部市民課
H17.8.19	診療報酬明細書等について	全部開示	市民部国民健康保険課
H18.1.10	地方公務員災害補償基金北海道支部に提出した書類全部	一部開示	総務部行政管理課

【情報公開コーナー】市役所1階 総合届出案内の横

パンフレットと審議会の議事録等をはじめとした行政資料の棚があります。パンフレットについては、自由にお持ち帰りください。行政資料については、コーナー内で閲覧することができます、コピーが必要な場合は、A3版まで1枚10円にて自由にその場でコピーすることができます。また、パソコンでインターネットを利用することもできます（10分100円）。

圖文書・統計担当 回 72-3681

✉ bunsyo@city.ishikari.hokkaido.jp